

(参考)

## 胃がん検診における胃内視鏡検診実施機関の主な基準

- 1 検診医の条件について（①か②のいずれかを満たすこと）
  - ① 日本消化器がん検診学会認定医・総合認定医，日本消化器内視鏡学会専門医，日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有し概ね年間100件以上の胃内視鏡検査を実施している医師
  - ② 概ね年間300件以上の胃内視鏡検査を実施している医師（専門医の資格は問わない）
  
- 2 ダブルチェックの実施について（①か②のいずれかが可能であること）
  - ① 施設内でダブルチェックができる場合  
読影医は，日本消化器がん検診学会認定医・総合認定医，日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を有する医師とし，検査医の読影の後，ダブルチェックを行うこと。  
※読影医と検査医は別の医師であること。
  - ② 施設内でダブルチェックができない場合  
検診医の読影した画像データをCD-RかDVDで保存し，配達記録の残るレターパック等で（公財）とくしま未来健康づくり機構へ提出し，ダブルチェックを行うこと。
  
- 3 機器等の施設について
  - ① 内視鏡の機器について  
経口内視鏡，経鼻内視鏡のどちらかで構わないが，少なくとも画像をデジタル化できる機器とする。
  - ② 内視鏡器具の洗浄・消毒について
    - ・手洗いは認めず，自動洗浄消毒機を使用すること。
    - ・高水準消毒液を使用する機器とする。（強酸性電解水やオゾン水などの機能水は認めない）
  
- 4 偶発症対策について  
偶発症が起こった場合は，「胃内視鏡検診マニュアル」に基づき，適切に対応できる偶発症対策を講じ，何らかの対応が必要である偶発症が起こった場合は，運営委員会へ報告すること。
  
- 5 運営委員会主催の研修会の受講について  
胃内視鏡検診医師，読影医師およびメディカルスタッフ（看護師・臨床検査技師など）は，検査方法などのがん検診に関する研修会を受講すること。  
なお，胃内視鏡検診医師については，胃内視鏡検診を開始するまでに，研修会を修了するものとする。